

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市敬老優待乗車証チャージ等事務	
発 注 課	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課	
選 定 事 業 者	日本郵便株式会社	
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）		
<p>札幌市敬老優待乗車証交付事業は、平成17年度の制度改正以降、利用者から負担金を徴収しており、札幌市敬老優待乗車証チャージ等事務（役務）により、負担金に応じて敬老ICカードへチャージ手続きを行っている。本業務を行うためには、①負担金を適切に収受・管理することができる体制、②チャージ手続きの利便性を考慮し、市内全域を網羅できる体制が必要である。</p> <p>市内に227か所ある郵便局には、本人確認や公金の管理等を含め事務に必要な体制が整っていること、市内全域を網羅する形で場所を確保できることといった理由から、平成17年度から利用者負担金に関わる事務を選定事業者へ委託している。良好な運営が継続され実績は充分であることや、日本郵便株式会社法に基づき設立されているため、企業としての信頼性も高い。</p> <p>このことから、現在委託している日本郵便株式会社との特定随意契約とする。</p>		
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号	
決 定 日	平成31年3月14日	